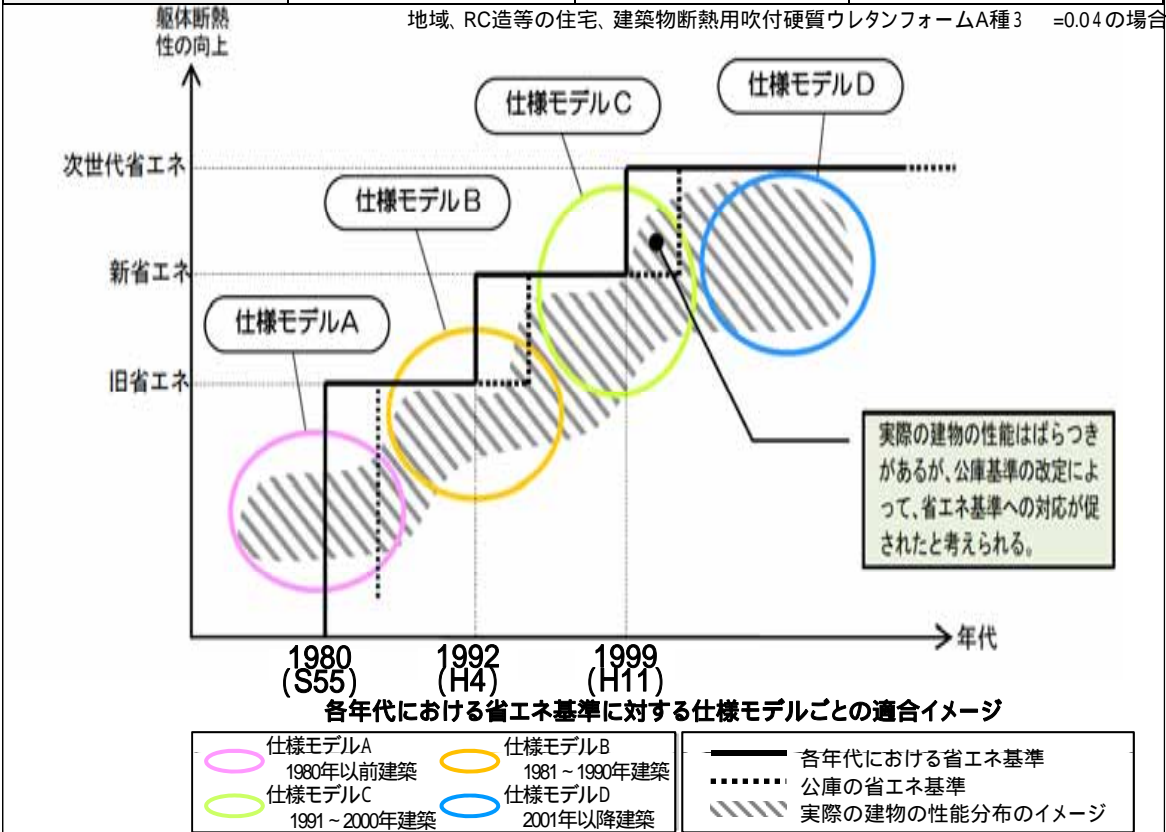


# 1 - 1 共同住宅の環境・省エネ性能の推移

# 環境・省エネ性能の推移

・既存共同住宅の省エネ性能は、建築時期とともに向上してきているが、省エネ法による平成11年の省エネ基準に適合しているものはまだ少ない。

各省エネ基準の制定年	昭和55年(1980)	平成4年(1992)	平成11年(1999)
基準の通称	旧省エネルギー基準	新省エネルギー基準	次世代省エネルギー基準
壁の断熱材の厚み	20mm	30mm	45mm
備考	省エネに関する初の基準	寒冷地で気密化住宅	全国的に気密化住宅



各年代の省エネ基準と仕様モデルの適合イメージとストック量推計

## <現状>

・住宅の躯体・開口部の省エネ対策は、省エネ法(S55制定)により「省エネ基準」が定められ、段階的に高断熱化・気密化が図られてきた。このため、その性能の分布は左の図のような状況にあると考えられる。

・また、H17の法改正により大規模なもの(2000㎡以上)について、新築時等の届出の義務づけ、措置が著しく不十分な場合の指示等を制度化。H20年の法改正では、届出対象を300㎡以上に拡大するとともに、2000㎡以上について措置が著しく不十分な場合に命令ができることとした。

・民生用エネルギー消費が増加傾向にある中で、住宅の新築部門だけでは限界があり、省エネ性能の低いストック住宅の省エネを図ることが重要である。

<出典:「既存共同住宅の多世代利用に向けた改修及びマネジメント手法」国総研>